

令和5年度から令和7年度までの算定基準額について

令和5年度から令和7年度までの算定基準額（港湾施設用地の占用に係る料金（占用料）の算定の基礎となる額）について、下記のとおりお知らせします。

記

1 令和5年度から令和7年度までの算定基準額

港湾名	地区名	算定基準額（円/㎡）	
		令和4年度	令和5年度～令和7年度
田子の浦港	1 砂山	30,500	29,900
	2 樋詰	39,200	37,600
	3 弥六島	41,100	39,200
	4 舞台	36,400	35,800
	5 茨島	41,100	39,200
	6 市川	37,200	35,400

2 占用料の算定式

算定基準額×用途別の係数（※1）×占用面積（※2）＝占用料（※3）

※1 用途別の係数

永久的工作物を設ける場合	5/100
仮設工作物を設ける場合	3/100
工作物を設けない場合	1/100

※2 1㎡に満たない端数があるときは、その端数を1㎡に切り上げる。

例：4.01㎡→5㎡、4.99㎡→5㎡

※3 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 その他

- (1) 港湾法第37条第1項第1号に基づく公共空地や水域の占用料と静岡県港湾管理条例第4条第2項第1号に基づく電柱（支線、支柱を含む）及び地下埋設管の占用料については、これまでと変更ありません。
- (2) 令和8年度以降の算定基準額については、今後の状況を踏まえて、別途決定されます。
- (3) 普通財産の貸付料については、個別に別途通知文を送付します。